



VOL.82

# トクちゃん新聞

2-3月合併号

確申業務終了  
気がつけばすっかり  
春ですね



平成26年3月14日  
徳野会計事務所

〒530-0041  
大阪市北区天神橋2-3-8  
MF南森町ビル3階  
TEL:06-6809-2205  
FAX:06-6809-2206  
URL: <http://www.ft-tax.com/>

## ◆職業選択のタイミング

担当: 徳野



みなさんは、今のお仕事に就くことをいつの段階で決めましたか?あるお医者さんは小学生の時。別のお医者さんは高校時代に。お医者さんは医学部にいかないといけないので、比較的早いと思います。親御さんがご商売をしている家に長男として生まれた方はもっと早いかも知れないですね。

私はといえば大学4回生の時です。世の中にどれくらいの仕事の種類があるのかわからないですが、**全部を知った上で税理士になろう!**と決めたわけではありません。それどころか「税理士さん」に1度も会ったことがないまま、税理士の仕事がどんなものかもイマイチわかっていないままでした。子供の頃からのいろいろな環境による「流れ」で税理士になったというのが正直なところ。(詳しくは弊社HP「開業ものがたり」参照)

でも、もし、中学生くらいの時に世の中のいろんな仕事を知る機会があって、税理士より面白いと思える仕事を知っていたら、そこへ向かって努力していたかも知れません。みなさんはどうでしょうか? **成り行きで就いた仕事こそ、縁があった、そんなこんなもひっくるめて人生やん?**と言われたらその通りでしょうけど...

## ◆ふるさと納税について

担当: 小林



ふるさと納税とは、納税者が個人住民税の一部を、選択する自治体に回せるようにする仕組みで、ふるさと(自分が貢献したいと思う都道府県・市町村)へ寄付することができる制度です。都道府県・市区町村に対する寄附金のうち、2,000円を超える部分について、一定限度額まで、原則として所得税と住民税合わせて全額が控除されます。

特典は、各都道府県、市町村によって様々で、決められた金額を寄付することによって、**お米やぼたん鍋セット、高級牛肉等の商品を受け取ることができます。**

ふるさと納税専門の特設サイトも設けられており、各地の特産品から選んで頂くことができます。市町村によっては、年度内に一定の応募数があった場合、うちきりとなるケースもある為、人気特典の市町村は、はやめに寄付した方がよいケースがあります。

なお、**所得税・住民税から寄附金控除の適用を受けるためには、確定申告を行う必要があります。**また、所得によっても、寄付のうち控除を受けられる金額が異なります。各市町村のサイトの中には、控除を受けられる金額を試算できるエクセルやシミュレーションもあります。



ちなみにスタッフの中にも、ふるさと納税しているものもあり、私自身も、昨年初めてふるさと納税で寄付してみました。

是非、皆様も来年の確定申告に向けてご検討ください。

## ◆子供が勉強する動機づけ

担当: 徳野



みなさんは子供のころ、勉強していましたか? 今の子供たちの環境は二極化しているようです。**私立ではいろいろと工夫をこらした授業で子供の知的好奇心を刺激してくれるようです。**一方、**公立中学では授業中であっても騒がしさで先生の声を聞くのにも努力が必要**、強烈な動機付けがないと周囲に流されて勉強しなくなるようです。

どちらの環境にあっても子供達に、

◎大人になってからも勉強は大事であるということ

◎世の中にはたくさんの仕事があるということ

◎学生時代は社会で生きていくための力をつける大事な期間であるということ



を教えてあげる機会を提供出来たら面白いな~と思っています。そういう機会があると、少しは勉強する動機付けができるのではないかと考えています。3人から5人程度のお子さんを集めて私がお客様のお仕事を紹介、社長や社員さんのお話を伺いに行く、という「**会社見学会**」。そんな企画をあたため中です。またご意見いただければ幸いです。

## ◆ 税務スケジュール(3月)

3月17日(月)

- ・所得税の確定申告・納付
- ・住民税の確定申告・納税
- ・贈与税の確定申告・納税
- ・国外財産調書の提出

3月31日(月)

- ・個人事業者の消費税の確定申告・納税
- ・法人税・消費税の確定申告・納税(1月決算)
- ・法人税・消費税の予定申告・納税(7月決算)
- ・消費税の3ヶ月ごとの中間申告(4月・7月・10月)

所得税・個人消費税の  
振替納税

所得税 4月22日(火)  
消費税 4月24日(木)

ご準備を  
お願いいたします。

担当  
廣島



## ◆ 弥生会計の消費税区分変更「伝票辞書」ご準備ください!

担当:岡村



平成26年4月より消費税率が8%になりますが、弥生会計で過去に登録している**伝票辞書**を利用した入力をする場合日付より判断されて **税率「5%」で仕訳を登録してもよい**か というメッセージが表示されます。

**5%のままの仕訳で良い場合は「はい」**をクリック。

**8%で仕訳を登録する必要がある場合は、「いいえ」**をクリックすると **取引辞書**を開いて税区分の修正ができるようになっています。

消費税区分の中には**「(自動)」**と明記している区分が新しく登録されています。

この**「(自動)」**となっている区分に変更すると、伝票日付より**8%か5%か**を自動判定してくれます。

随時、入力の度に消費税区分を変更登録していても良いですが、時間の余裕があるようでしたら、今からでも

伝票辞書に登録されている税区分を**「(自動)」**に変更登録しておいてください。

なお、仕訳辞書については、自動的に**「(自動)」**の区分に変更されているようです。



## ◆ 消費税改正の重要ポイント

担当:池田



■平成26年4月1日から消費税率及び地方消費税率が上げられ8%となります。

適用開始日 区分	現行	平成26年4月1日	平成27年10月1日
消費税率	4.0%	6.3%	7.8%
地方消費税率	1.0% (消費税額の25/100)	1.7% (消費税額の17/63)	2.2% (消費税額の22/78)
合計	5.0%	8.0%	10.0%

※平成27年10月の引上げについては、事前に、経済状況等を総合的に勘案した上、引上げの停止を含め所要の措置を講ずることとされています。



### ■ 事業者免税点制度の適用要件に注意!

従来、事業者の事業年度が免税か課税かの判定は、原則として前々年(基準期間)の売上が1000万円を超えるかどうかで判定されていました。(資本金が1000万円以上の法人を除く。)

平成23年6月の改正により、基準期間の売上が1000万円以下の場合、当事業年度の前年の1月1日(法人の場合は前事業年度開始の日)から**6か月間の課税売上高と、給与等支払額がどちらも1000万円を超えた場合には、当事業年度は課税事業者**となります。

適用開始時期は平成25年1月1日以後に開始する事業年度から適用されておりますので、従来の判定で免税事業者だった事業者の方はご注意ください。

前事業年度が1年でない場合は上記取扱が異なります。詳しくは、弊社又は担当者にご確認ください。

## ◆ スタッフより

担当:小林



### 皆さん初めまして

平成25年の11月11日に入社しました **小林俊治**と申します。

京都出身の33才で、大学卒業後、税理士の勉強をしながら、**弥生会計で知られる株式会社弥生のカスタマーサポートセンター**等で勤めておりました。

この業界に入り、4年目です。

自分の仕事が社会に貢献していることを信じて、少しでもお役に立てられるよう頑張ります。

何卒よろしくお願い致します。

特技:空手と剣道初段です

趣味:ヨガ、水泳、サイクリング

(東海道53次を自転車車で走破したことがあります。)



## ◆ 税務クイズ

担当:廣島



税務署へ申告書を提出する際には、**電子申告**のほか、**税務署に持参**する方法、**郵送**で提出する方法があります。

郵送する際に注意するポイントをクイズにしました。

○×でお考えください。



**第1問** 郵送で申告書を提出する場合、申告期限までに税務署に届くよう、申告期限の3営業日前までに投函しなければならない。

→回答→ 『×』 消印に表示された日が提出日とみなされます。何日前までに投函しなければならないという決まりはありません。

**第2問** 申告書を郵便局に持ち込み、ゆうパックで送付の手続きをした場合、税務署の受付日時は郵便局で手続きをした日になる。

→回答→ 『×』 ゆうパックなどで送付した場合は、税務署に到着した日が申告書の提出日となります。第1問でいう、消印の日が提出日とみなされる場合は、**第一種郵便**または**信書便物**として送付した場合のみです。

また、**4月からは消費税増税の影響で郵便料金が上がります**。上記のような申告書の提出にかかわらず、郵便をお使いの際は切手の金額にご確認ください!